

統計委第8号
平成30年8月28日

総務大臣
野田聖子 殿

統計委員会委員長
西村清彦

諮詢第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について

本委員会は、諮詢第113号による経済センサス・活動調査の中間年における経済構造統計の整備について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 答申の総括

今回の諮詢は、統計改革を推進する一環として、本委員会の答申（諮詢第102号の答申・平成29年12月19日）を踏まえて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において対応が求められている「経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備」の中核を成す取組として、経済センサス・活動調査（以下「活動調査」という。）の中間年における産業横断的な年次統計の作成・提供、中間年SUTの精度向上等の実現を図るものである。

諮詢は「その1」及び「その2」の2部により構成されており、「その1」においては、「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（いずれも経済産業大臣が作成する基幹統計。以下「3統計」という。）の「経済構造統計」（総務大臣及び経済産業大臣が作成する基幹統計）への発展的な統合・再編を行うとともに、「その2」においては、それを実現する手段として、各種統計調査の統合・再編等を行おうとするものである。

このうち、基幹統計である「経済構造統計」への統合・再編（諮詢・その1）については、後記Ⅱのとおり、中間年において、これまで分野別に作成されてきた経済統計の一体性、整合性の向上を目指すとともに、「経済構造統計」の下で、関係行政機関が一体となって既存統計を抜本的に見直そうとするものである。特に、これまでモザイク状に整備されていた第3次産業に関する年次統計の統一的・網羅的な作成・提供は、長年の懸案の解決に大きく貢献するものもある。また、今回の統合・再編は、更なる経済統計の体系整備を推進する上でも、基盤・中核となる取組であり、我が国の公的統計の発展の中で、重要かつ画期的なものと評価できる。

また、基幹統計調査の統合・再編等（諮詢・その2）については、後記Ⅲのとおり、次の

①～④に掲げる観点で、高く評価できる。

- ① 国民経済計算の推計精度向上への寄与等、一次統計と加工統計の連携強化の取組【経済構造実態調査】
- ② 行政記録情報の活用による事業所母集団データベース（以下「母集団D B」という。）のより的確な整備【経済センサス・基礎調査】
- ③ 外観調査やローリング調査の導入【経済センサス・基礎調査】、調査事項に応じた報告者の限定や外部の調査実施事業者の活用など【経済構造実態調査】、報告者の負担軽減や、統計調査業務の最前線を担う地方公共団体及び統計調査員における事務の効率化を考慮した調査設計
- ④ 必要最小限の報告者からの報告で安定的・詳細な結果を早期に提供するため、母集団D Bの情報を活用した新たな集計方法の採用【経済構造実態調査】

これらを総合的に勘案した結果、諮問内容全体については、適当である。

一方、今般の取組については、国民の理解と協力を得るために、実査過程における様々な措置はもとより、事前の周知・広報と調査結果の分かりやすい提供が非常に重要であり、とりわけ、新たな調査である経済構造実態調査については、調査の認知度の向上に十分な配慮が必要であることを付言する。

このほか、現時点において既に課題と認識された事項については、後記IVに記載したとおりであるが、今回、新たな取組を多く採用していることを勘案すると、その実施過程において、新たな課題が明らかになる場合もあると考える。これらの改善も含め、P D C Aサイクルを通じて、経済統計の一層の体系的整備と、作成された統計の広範な利活用の実現が図られることを、強く期待する。

(参考) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
 - (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等
 - ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備
 - (イ) 経済センサス・活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。
具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査^(注10)を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査^(注11)に移行することが計画されている経済センサス・基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。（後略）

(注10) 総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は、独立行政法人統計センターが実施予定）

(注11) 全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

II 基幹統計の統合・再編

1 諒問の内容

活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）の整

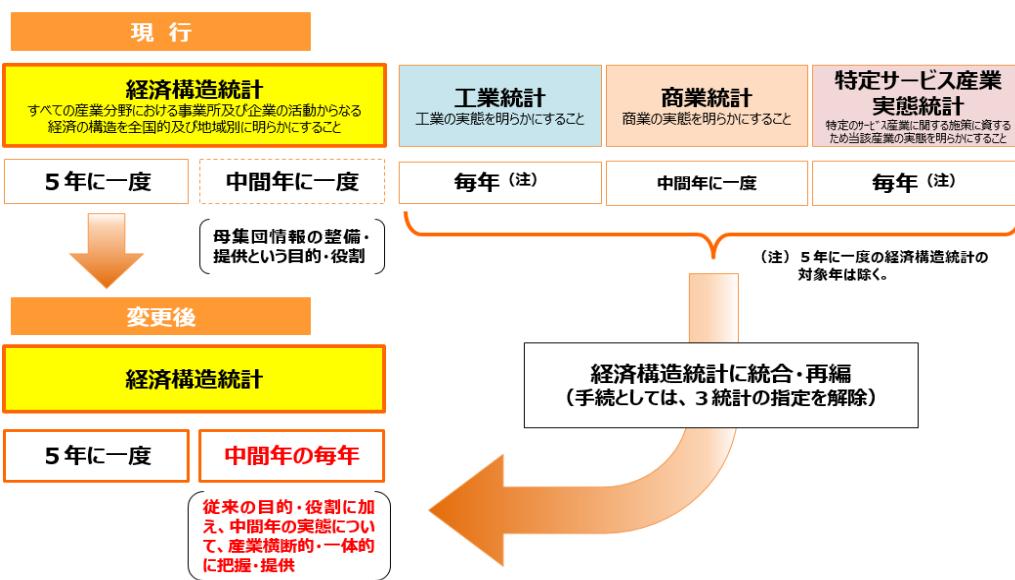
備・充実を図るため、平成31年（2019年）から、図1のとおり、3統計を経済構造統計に統合・再編して、経済構造統計の下で、従来から作成・提供していた統計に加え、産業横断的な統計の提供を開始することとし、これに伴い、3統計それぞれについてなされている統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計の指定を解除する。

2 統合・再編（統計法に基づく手続上は3統計の指定解除）の適否及び理由等

3統計は、平成20年の経済構造統計の創設に伴い、活動調査の対象年においては経済構造統計に包含され、経済構造統計の下で一体的な統計を提供し、活動調査の中間年においては産業別の実態を明らかにする個別の統計を提供する基幹統計として位置づけられてきた。

その後、統計改革の推進を検討する過程において、活動調査の中間年における産業横断的な統計整備に関するニーズが顕在化する中、3統計が産業別に並立した現状では、こういったニーズへの的確な対応には限界があるとの認識がなされるようになり、第Ⅲ期基本計画においても、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備が、政府方針として盛り込まれたところである。

図1 基幹統計の統合・再編の概念図



統計法に基づく基幹統計の指定者である総務大臣においては、その取組の具体化を図るために、省庁の垣根を越えて、3統計の経済構造統計への発展的な統合・再編を行い、これにより、①これまで年次統計又は周期統計として、それぞれ作成・提供されてきた3統計を、「経済構造統計」の下で、産業横断的かつ広範な年次統計として、一体的に作成・提供し、経済構造統計全体の充実を図るとともに、②国民経済計算の精度向上に資することを含め、利活用の一層の向上を図ろうとするものである。したがって、本委員会としても、この取組の方向性を強く支持するとともに、今回の直接の諮問内容である3統計に係る基幹統計としての指定解除は、適当であると考える。

なお、SUT（供給・使用表）体系への移行に資する枠組みと位置づけられている「ビ

ジネスサーベイ」については、第Ⅲ期基本計画において「統合・拡充したサービス産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成される国民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み」と位置づけられているところであり、現状においては、特定の統計又は特定の統計調査を意味するものではないが、SUTの具体化に係る今後の検討の過程で、経済構造統計との関係についても改めて整理することが必要であると考える。

III 基幹統計調査の統合・再編等

1 統合・再編等の全体像

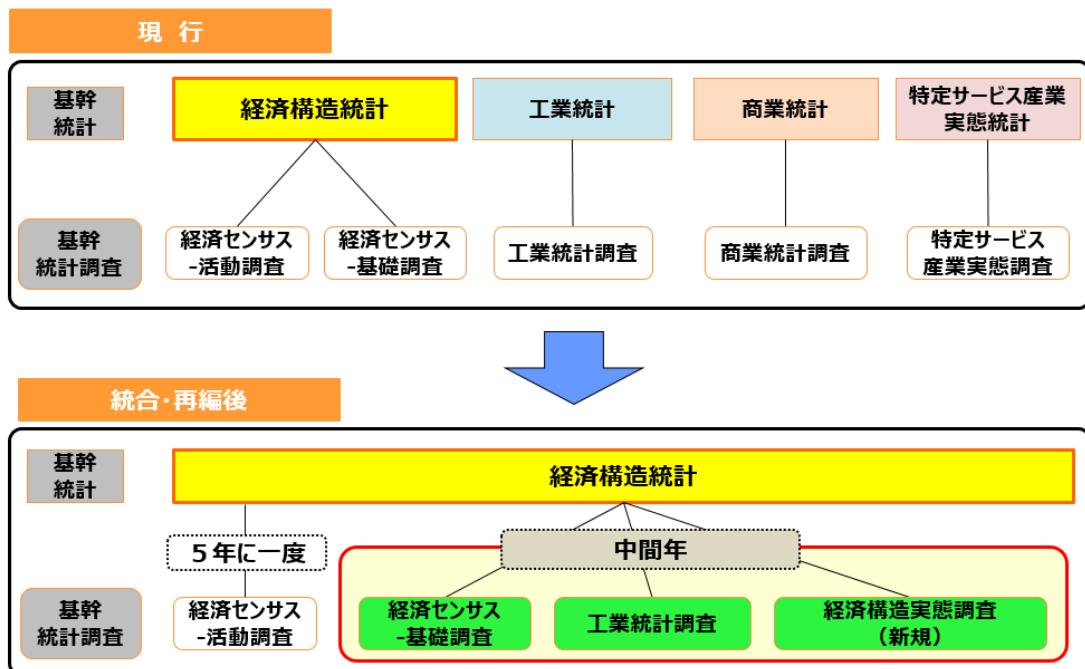
活動調査の中間年においては、現在、総務省が事業所・企業の母集団名簿の整備を主目的とする経済センサス・基礎調査（以下「基礎調査」という。）を、経済産業省が産業ごとの実態を把握することを主目的とする、工業統計調査（以下「工業調査」という。）、商業統計調査（以下「商業調査」という。）及び特定サービス産業実態調査（以下「特サービ実態調査」という。）を、それぞれ実施しているが、今回の諮問では、図2のとおり、中間年の経済構造統計を整備するため、以下のとおり実施することが計画されている。

- ① 基礎調査の実施方法を見直して、民営事業所を対象とする甲調査は平成31年（2019年）6月から平成32年（2020年）3月にかけて実施、国又は地方公共団体の事業所を対象とする乙調査は平成31年（2019年）以降毎年実施（ただし、活動調査の実施年を除く。）
- ② 商業調査及び特サービ実態調査等を統合した新たな統計調査である「経済構造実態調査」を、総務省及び経済産業省との共管調査として、平成31年（2019年）から実施
- ③ 平成31年（2019年）から工業調査を総務省及び経済産業省の共管調査に変更し、併せて、経済構造実態調査と同時・一体的に実施

なお、②の変更に伴い、商業調査については平成30年（2018年）から、特サービ実態調査については平成31年（2019年）から廃止（統計法上の手続としては「中止」）するとしているところである。

これらの取組の実施により、①事業所及び企業を対象とする統計調査の共通基盤である母集団DBの更なる整備・充実が図られるほか、②GDPの9割以上を占める経済活動の実態を把握する統計が、中間年においても毎年作成・提供されることとなり、国民経済計算の年次推計の精度向上はもとより、統計を用いた合理的な意思決定にも大いに寄与するものと期待される。

図2 基幹統計と基幹統計調査との対応関係及び統合・再編等の概念図



2 経済センサス - 基礎調査の実施

(1) 経済センサス - 基礎調査実施の背景・必要性

ア 事業所・企業を対象とする統計調査の効率的な実施や結果の比較性向上を図るためには、調査対象を選定する基礎となる母集団名簿が整備され、適切に更新されていることが重要である。

イ このため、総務省では、基礎調査及び活動調査等の結果を中心に母集団DBを構築・運用するとともに、法人登記や労働保険情報を用いた照会業務により、経常的に事業所・企業の新設・改廃の情報を把握し、母集団DBの充実を図っている。

しかし、この照会業務については、以下のような課題が存在している。

- ① 廃業した場合の法人登記が励行されておらず、廃業の相当部分が捕捉困難
- ② 登記上の所在地と実際の所在地が異なるケースも多数存在
- ③ 一人で事業を営み、雇用者がいない場合、労働保険の手続による捕捉が困難

また、母集団DBについては、法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）の母集団名簿との間に100万法人以上のかい離が指摘されているほか、新たな経済活動の進展を捉える上でも、事業所・企業のより的確な把握が求められている。

ウ したがって、これらの課題を解決するためには、事業所・企業を直接確認する活動を行うことが不可欠であり、今回、基礎調査を実施する必要性は認められる。ただし、膨大かつ多様な事業所を効率的・効果的に把握するためには、報告者及び調査実務者双方の負担軽減への配慮が必要である。

(2) 調査計画の概要

総務大臣から申請（平成30年4月5日付け総統支第198号「基幹統計調査の実施につい

て（申請）」）された基礎調査の計画（甲調査については、平成31年（2019年）6月から平成32年（2020年）3月にかけて実施する調査、乙調査については、平成31年（2019年）以降に実施する調査に係る計画）の概要は、次のとおりである。

【調査の目的】

- 母集団D Bの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

【調査対象の範囲・報告者数】

- ① 農林漁業など一部の産業を除く国内の全ての事業所を対象とする。
- ② 甲調査（民営事業所を対象とする調査）については、法人番号等の行政記録情報を活用して母集団情報の充実を図り、約770万事業所を対象とする（前回調査時は約620万事業所）。
- ③ 乙調査（国又は地方公共団体の事業所を対象とする調査）については、約15万事業所を対象とする。

【調査事項・調査方法】

① 甲調査

統計調査員が担当調査区内を巡回し、事業所の名称、所在地及び活動状態を当該事業所の外観から把握（以下「外観調査」という。）し、タブレット端末を使用して報告する。その際、調査票は新たに把握した事業所（以下「新規把握事業所」という。）に対してのみ配布して、表1に掲げる事項について、郵送又はオンラインにより報告を求める。

② 乙調査

国の事業所にあっては総務省が、都道府県の事業所にあっては都道府県が、市町村の事業所にあっては市町村が、電子メールにより、事業所ごとに調査票を配布し、表1に掲げる事項を調査票に入力し、報告する。

表1 基礎調査の調査事項

区分		調査事項
甲調査	既存の事業所	名称、所在地、活動状態
	新規把握事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、従業者数、主な事業の内容、業態、事業所の年間総売上（収入）金額、開設時期、経営組織、法人番号、単独事業所・本所・支所の別、本所・本社・本店の名称・電話番号・所在地、組織全体の主な事業の内容、組織全体の年間総売上（収入）金額、資本金等の額
乙調査	既存の事業所	名称、所在地、活動状態
	新規把握事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、職員数、主な事業の内容、事業の委託先の名称・電話番号及び所在地

【調査時期】

① 甲調査

全国一律に同一の時点で一斉に調査を行うのではなく、平成31年（2019年）6月1日から平成32年（2020年）3月31日までの10か月間をかけて、順番に調査する（いわゆるローリング調査）。

② 乙調査

毎年6月1日現在で全国一斉に調査する（ただし、活動調査の実施年を除く。）。

【集計事項】

- ① 速報集計では、全ての事業所の活動状態に関する集計を行う。
- ② 確報集計では、全ての事業所の活動状態に関する集計に加えて、新規把握事業所について、調査票で把握した内容の集計を行う。

【公表時期】

① 甲調査

速報は平成32年（2020年）6月末日までに、確報は同年12月末日までに公表する。

② 乙調査

調査実施翌年の6月末日までに公表する。

（3）承認の適否及び理由等

ア 今回の調査計画については、次に掲げる観点から、いずれも画期的な取組と評価でき、適当である。

① 新たに活用が可能となった行政記録情報である法人番号に係る情報により、長年の懸案であった法人企業統計調査の母集団名簿とのかい離を縮小し、事業所・企業を対象とする統計調査の効率的な実施に不可欠な母集団D Bの更なる整備・充実に資すること。

② 新規把握事業所に対してのみ調査票を配布し、既存の事業所については、原則として外観調査により調査を終了する方法については、770万に上る事業所を対象にする調査にあって、報告者及び地方公共団体・統計調査員双方の負担軽減を図りつつ、事業所の存廃実態を的確に把握しようとするものであること。

③ 今回新たに導入されるローリング調査は、地方公共団体及び統計調査員の業務が一時期に集中することを避け、業務量の平準化を図ることで実査負担の軽減を図ろうとするものであること。

④ 外観調査による確認や調査票の配布・回収が困難な事業所については、国が郵送等による調査票の配布・回収の手法を行うことにより、法人企業統計調査の母集団情報とのかい離縮小を確実に達成すること。

イ ただし、今回の調査結果は、調査票の配布対象である新規把握事業所を対象とした集計が中心であり、既存の事業所も含めた集計は、事業所の活動状態に係るものに限定される。これについては、今回の調査で把握される既存の事業所に係るデータが、外観調査により確認される事業所の活動状態にとどまると踏まえると、おおむね適当である。なお、統計の有用性向上の観点からは、総務省において別途検討している母集団D Bの情報を用いて作成される統計、いわゆる「レジスター統計」の提供と

関連させながら、利活用上の注意点も含めた情報提供の工夫・充実を図ることが必要である。

ウ また、甲調査票で設けられている「組織全体」という用語については、当該企業のみを指すものとして用いられるが、報告者によっては、連結決算が行われている企業群全体を指すものとの誤解が生じる可能性がある。については、当該企業のみを指す用語であることが、容易に分かるような用語の使用や説明が必要であることを指摘する。

3 経済構造実態調査の実施

(1) 経済構造実態調査創設の背景・必要性

活動調査の中間年においては、従前、工業調査、商業調査、特サビ実態調査等の結果により産業別の統計が提供されてきた一方で、副次的に行われる事業活動を含めた企業全体の活動を産業横断的に把握することは困難であった。

そこで、第Ⅲ期基本計画においては、中間年経済構造統計の整備のために、表2のとおり措置することが求められたところである。

基幹統計調査としての経済構造実態調査の創設は、第Ⅲ期基本計画で示された方向に沿ったものであり、経済構造統計を軸とした経済統計の体系的整備という観点からも、その実施は必要である。

表2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度） から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度） から同時実施し、平成34年（2022年）調査の企画時までに結論を得る。

(2) 調査計画の概要

総務大臣及び経済産業大臣から申請（平成30年4月5日付け総統経第49号及び20180330統第1号「基幹統計調査の実施について（申請）」）された経済構造実態調査の計画（平成31年（2019年）以降に実施する調査に係る計画）の概要は、次のとおりである。

【調査の目的】

- 製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

【調査対象の範囲・報告者の選定方法】

① 甲調査（産業横断的に実態を把握する調査）

- 個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除くおおむね全ての産業分野の企業を対象とする。
- 日本標準産業分類における大分類、中分類及び小分類のいずれの分類においても、売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業から報告を求める（約20万企業）。

② 乙調査（現行の特サビ実態調査を引き継ぐ調査）

- 特定のサービス産業に属する企業又は事業所を対象とする。
- 無作為抽出により報告者を選定する（約4千企業、約4万8千事業所）。

【調査事項】

① 甲調査

中間年の経済構造統計として毎年把握することが必要と考えられる事項に限定することとし、図3のとおり、調査事項（調査票）を三区分し、区分ごとに報告者を限定する（いわゆる「3階建て構造」）（図3①については約20万企業、②については約3万企業、③については約3千企業）。

② 乙調査

乙調査については、現行の特サビ実態調査の調査事項のうち、甲調査で把握される経理事項以外の事項を基本的に継続する。

図3 経済構造実態調査の調査事項

甲調査	乙調査
<p>製造業及びサービス業の企業 (個人経営の企業、一部産業に属する企業を除く)</p> <p>①産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業</p> <ul style="list-style-type: none">・企業の属性事項・売上総額及び商品販売額・費用総額及び費用の主要項目別金額・事業活動別の売上金額 等 <p>②同売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業 ※製造業を除く</p> <ul style="list-style-type: none">・事業区分別の費用割合・一事業区分に係る費用の項目別金額 <p>③有価証券報告書等提出企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業においては資本金2億円以上）の企業及び相互会社</p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動・売上総額 等 <p>(卸売業・小売業に属する企業のみ) ・年初及び年末商品手持ち額 ・年間商品仕入額</p> <p>(卸売業・小売業に属する事業所のみ) ・卸売業販売額及び小売業販売額 ・小売業の売場面積 ・卸売業販売額の本支店間移動の割合</p> <p>特定サービス産業の事業所・企業</p> <ul style="list-style-type: none">○特定のサービス産業において、抽出された企業又は事業所 <ul style="list-style-type: none">・業種ごとの事業特性事項	

【調査時期】

- 甲調査、乙調査とともに、毎年5月下旬から6月下旬にかけて実施する（ただし、活動調査の実施年を除く。）。

【調査方法】

- 甲調査、乙調査とともに、外部の調査実施事業者を活用し、郵送による調査票の配布、郵送・オンライン調査による調査票の回収によって実施する。

【集計事項】

- ① 甲調査は、産業別経営組織別の企業等数、売上（収入）金額等、調査事項の内容を反映した形で、集計を行う。

なお、第2面を除き、調査から得られるデータに加え、母集団D Bの情報を使用し、調査対象とならない企業部分を推計の上、我が国全体を集計する。

- ② 乙調査においては、これまで、特サビ実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめる。

【集計結果】

- ① 一次公表：調査実施年の翌年3月末までに公表する。
- ② 二次公表：調査実施年の翌年7月末までに公表する。
- ③ 三次公表：調査実施年の翌年10月末までに公表する。

【工業調査との同時・一体的実施】

製造業を主な事業内容とする単独事業所企業にあっては、工業調査の調査票のみを配布し、経済構造実態調査の集計に当たり、工業調査からデータを移送し、推計の上、活用する。

複数事業所企業にあっては、経済構造実態調査と工業調査の両調査票を同時に送付し、企業に係る情報については前者で、事業所に係る情報については後者で報告を求める。

（3）承認の適否及び理由等

ア 経済構造実態調査は、中間年経済構造統計の作成に当たり、中核となるデータを提供するものであり、商業調査及び特サビ実態調査等を統合した上で、第3次産業全般に対象を拡大し、更に製造業も対象として、GDPの9割以上を占める経済活動の実態や企業の多角化の状況、商業マージンに関する情報等を毎年提供することを可能とする調査である。

これにより、国民経済計算の推計にあっては、推計の基礎となる年次データが必ずしも十分でなかった中間年の現状に対して、より充実したデータを提供することとなり、その推計精度の改善に大きな前進をもたらすものとして期待される。

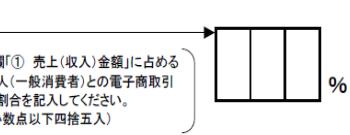
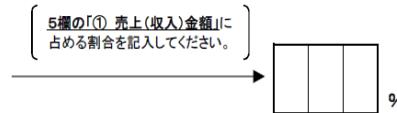
また、①調査事項の区分ごとに報告者を限定する3階建て構造の設計をはじめ、②報告者の産業区分に合わせて記入事項を設定した調査票の準備やプレプリントの広範な採用など、調査の結果精度及び早期提供を担保しつつ、報告者の負担軽減について、

できる限り配慮したものとなっている。

イ 以上の点を踏まえると、今回の計画は適当であるとともに、一次統計における報告者の負担に配慮しつつ、加工統計との連携を体現した優れた事例としても高く評価できるものである。

ウ ただし、「電子商取引の有無及び割合」に関する調査事項について、インターネットを介したグローバルかつ大量の商取引の実態を把握する重要性が増す中、集計結果の利用目的を勘案した統計作成や、報告者の負担軽減に資するため、以下のとおり、電子商取引の定義の明確化や記入の仕方等の充実を図る必要があることを指摘する。

図 4

申請案	<p>9 電子商取引の有無及び割合</p> <ul style="list-style-type: none">該当する番号すべて〇で囲んでください。電子商取引とは、インターネットなどを介して成約（受発注が確定）した商取引を行い、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。 <p>1 一般消費者と行った 2 他の企業と行った 3 行わなかった</p> <p>5欄「① 売上（収入）金額」に占める個人（一般消費者）との電子商取引の割合を記入してください。 (小数点以下四捨五入)</p> 
統計委員会修正案	<p>9 電子商取引の有無及び割合</p> <ul style="list-style-type: none">該当する番号すべて〇で囲んでください。「1 一般消費者と行った」に該当する場合は、5欄の「① 売上（収入）金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。 (小数点以下四捨五入)電子商取引とは、インターネットなどを介して、貴社が設定した定型の様式により成約（受発注が確定）した商取引を行い、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。 <p>1 一般消費者と行った※ 2 他の企業と行った 3 行わなかった</p> <p>5欄の「① 売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。</p> <p>※ 取引相手を個別に判別できない場合には、専ら一般消費者を対象に、モノ、サービスを提供するサイト（いわゆる「B to C サイト」）のことで、サイトの運営について自社か他社かは問いません）等でまとめた単位で、取引金額の割合をお答えください。</p> 

エ また、乙調査を中心に申請書に添付された調査票及び集計事項一覧に多数の誤植が見られることから、経済構造実態調査に係る承認手続の終了までに精査した上で総務省に報告することが必要である。

オ なお、経済構造実態調査は、売上高総額8割を達成する範囲に含まれる企業の調査結果から、全体の売上高等を推計・公表するという革新的な調査であることから、結果の公表に当たり、推計手法や利活用上の留意点等に関する情報提供の充実、提供に努めることが必要である。

4 工業統計調査の変更

(1) 変更の概要

経済産業大臣から申請（平成30年4月5日付け20180330統第3号「基幹統計調査の変更について（申請）」）された工業調査の変更（平成31年（2019年）以降に実施する調査に係る変更）の概要は、次のとおりである。

【調査の目的】

- 「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るために工業統計を作成することを目的とする。」から「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経

济構造統計を作成することを目的とする。」に変更する。

【調査実施者】

- これまで経済産業省が実施する調査として行ってきたものを、総務省と経済産業省との共管調査に変更する。

(2) 承認の適否及び理由等

ア これまで、工業統計が基幹統計として指定され、工業調査は、それを作成するための調査としての位置づけを有していたが、中間年経済構造統計の整備の一環として、工業統計は経済構造統計に統合・再編される予定である。

工業調査の目的の変更は、これに伴うものであり、適当である。

イ また、工業調査は、新たに計画されている経済構造実態調査と同時・一体的に実施することが計画されている。具体的には、①単独事業所企業であるか、複数事業所企業であるかによる調査票の配り分け(前者については、工業調査の調査票のみを配布)、②工業調査により把握した単独事業所企業の情報について、経済構造実態調査の集計の際に移送することが予定されている。

工業調査の共管化は、これら対応を含めた両調査の円滑な実施のために相応の効果が期待されることから、適当である。

(3) 統計委員会諮問第83号の答申（平成28年1月21日付け府統委第22号）で示された「今後の課題」への対応状況

工業調査については、統計委員会の諮問第83号の答申において、「従業者数の把握範囲の整理」及び「オンライン調査の更なる推進」の2点が、今後の課題として指摘されていた。

このうち、「従業者数の把握範囲の整理」については、「経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の観点からは、特段の支障がない限り、経済センサスにおける把握方法に合わせることが望ましい」とされていたものであるが、その指摘に沿って、既に対応がなされている（平成28年5月31日承認）。

また、「オンライン調査の更なる推進」については、従前、複数事業所を有する企業に限って認めていたオンライン調査を、平成29年調査から、単独事業所を含む調査全体に拡大し、その結果、平成29年調査におけるオンラインによる報告数は、30,975事業所（16.1%）（複数事業所を有する企業に限って認めていた直近の平成26年調査では2,523事業所（1.2%））となっている。また、調査用品（ポスター、リーフレット、調査票配布用封筒、調査票の記入の仕方）に「インターネットによる報告を推奨する」旨を記載するほか、調査票配布時に統計調査員から同旨の説明を徹底するよう指導等がなされている。以上から、オンライン調査の推進について適切に対応されていると判断でき、今後も同様の対応が期待される。

(4) 平成32年（2020年）における工業調査等に係る地方公共団体の事務の輻輳への対応

平成32年（2020年）においては、2月の農林業センサス（農林水産省所管の基幹統計

調査）、6月の工業調査、10月の国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）と、地方公共団体の統計主管課を経由して実施される調査員調査が連続して実施されることとなり、地方公共団体における事務の輻輳が想定されている。特に、工業調査の実施事務と国勢調査の準備事務との間における輻輳については、地方公共団体における円滑な事務遂行に懸念がある。

については、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の調査計画案を早急に検討・策定することが必要である。

5 商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止

（1）申請の概要

経済産業大臣からの申請（平成30年4月5日付け20180330統第2号「基幹統計調査の中止について（申請）」）では、商業調査及び特サビ実態調査を廃止^(注)する計画である。

（注）統計法上の手続としては「中止」。商業調査については、平成30年（2018年）以降に実施する調査に係る中止。特サビ実態調査については平成31年（2019年）以降に実施する調査に係る中止。

（2）承認の適否及び理由等

今回審議された一連の基幹統計調査の統合・再編等により、商業調査及び特サビ実態調査については、第Ⅲ期基本計画に基づき、経済構造実態調査に発展的に統合の上、これまで以上の利便性の向上を図ることとされている。

したがって、商業調査及び特サビ実態調査それぞれを個別に実施する必要はないものと考えられることから、これら調査の中止は適当である。なお、これまでの商業調査及び特サビ実態調査と統合・再編後の経済構造実態調査とのデータ比較等については利用者に対し、分りやすい情報提供が必要である。

IV 今後の課題等

1 略問事項に関する横断的な課題

（1）経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進

経済構造実態調査が、活動調査の中間年における経済構造統計の中核として、我が国における企業の活動実態の概要を毎年把握するようになることに伴い、統計委員会を中心とする関係府省は、企業を対象に経理情報や活動内容等を把握すること目的に行われている他の基幹統計調査との役割分担・重複排除について、着実に検討を進めること。

その際、活動調査や経済構造実態調査が対象としている「暦年」による経済活動等の把握と、その他の統計調査が対象としている「年度」による経済活動の把握との関係整理にも留意すること。

なお、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、サービス産業を対象とする月次調査の統合・再編について、検討を加速すること。また、SUT体系への移行に当たって重要な基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること。

(2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実

政府統計においては、特に重要な統計を、「基幹統計」として位置づけ、基幹統計の作成手段である統計調査を「基幹統計調査」として扱っている。しかし、両者の関係についての理解は進んでいないと考えられる。

とりわけ、今回審議した「経済構造統計」（基幹統計）にあっては、基準年について活動調査（基幹統計調査）により作成し、中間年について経済構造実態調査など複数の基幹統計調査により作成される状況にあり、基幹統計と基幹統計調査の関係について、利用者への分かりやすい情報提供がより一層必要になっている。

については、統計委員会が関係府省の協力を得て、基幹統計と基幹統計調査との関係について一般への理解を広める方策について検討するとともに、基幹統計調査の実施者においては、統計調査の結果公表に当たり、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用上の留意点等、国民に対して分かりやすい情報提供となるよう努めること。

2 諒問された統計調査に係る課題

(1) 経済センサス - 基礎調査

- ① 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、母集団DBの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、基礎調査の公表後に参考提供することについて検討すること。
- ② 母集団DBのより的確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される基礎調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。については、今回調査の実施状況も踏まえ、基礎調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。
- ③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をより的確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること。

(2) 経済構造実態調査

- ① 平成33年（2021年）経済センサス活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、平成34年度（2022年度）調査の計画の策定期までに抜本的な見直しを検討すること。
- ② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年（2022年）以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。
- ③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、

特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。

(3) 工業統計調査

- ① 平成32年（2020年）における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること。
- ② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団D B、後者は独自名簿を使用）が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団D Bの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。